

浄化槽管理士研修の受講を予定しておられる事業者の方々へ

- 浄化槽管理士研修の受講が必要となる時期（年度）は、登録更新申請を予定している時期で異なります。また、変更届出や新規登録申請を行う場合は、令和3年度の申請時から、登録する浄化槽管理士がこの研修を受講しておく必要があります。

（注）登録申請（届出）する際に、修了証書（登録満了日から3年以内）を添付する必要があります。

- 関係事業者におかれましては、この自己チェックシートを活用して、御社がどのケースに該当するかをご確認の上、別添資料を参照いただき、研修を受講する時期をご計画ください

登録更新申請を予定している場合

- ① 福岡県及び政令市（北九州市・福岡市・久留米市）の各条例に基づく、浄化槽保守点検業登録の有効期間を、登録済通知書で確認してください。
- ② 該当する（ ）内に○を付し登録年月日を記入した上で、御社がどのケースに該当するかご確認ください。

福岡県 （ ）登録を受けている。

登録有効期間 平成・令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

登録更新時期

() 令和2年度（既に更新が完了している場合を含む） → ケース1
 () 令和3年度 → ケース2
 () 令和4年度 → ケース3

該当するケースの記載内容を別添資料でご確認ください。

政令市1 （ ）登録を受けている。（北九州市・福岡市・久留米市）←該当する市を○で囲んでください。

登録有効期間 平成・令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

登録更新時期

() 令和2年度（既に更新が完了している場合を含む） → ケース1
 () 令和3年度 → ケース2
 () 令和4年度 → ケース3

該当するケースの記載内容を別添資料でご確認ください。

政令市2 （ ）登録を受けている。（北九州市・福岡市・久留米市）←該当する市を○で囲んでください。

登録有効期間 平成・令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

登録更新時期

() 令和2年度（既に更新が完了している場合を含む） → ケース1
 () 令和3年度 → ケース2
 () 令和4年度 → ケース3

該当するケースの記載内容を別添資料でご確認ください。

変更届出を予定している場合

ケース4に記載している内容をご確認ください。令和3年度以降に届出を行う場合は、届け出る浄化槽管理士が受講している必要があります。

※ 浄化槽管理士の退職・補充や営業所の設置等に伴い、変更届出を予定している場合が該当。

新規登録申請を予定している場合

() 令和2年度に新規申請 ケース5
 () 令和3年度以降に新規申請 ケース6

該当するケースの記載内容をご確認ください。令和3年度以降の新規申請時には、研修を受講しておく必要があります。